

1240

頁 二 第

保存期限
決裁指定
決行指定
半島

大 臣		政務次官		事務次官		主務局長	
次官		高級副官		主務副官		主務課長	
參與官		書記官		審案者		筆記者	
起元廳課名		動員員		銃砲課		衣糧課	
受領番號		449		449		449	
件名		第七師團步兵聯隊留守隊之輓駄馬及輜重輓馬具增加件					
參與官		陸軍省		陸軍省		陸軍省	
決裁後		陸軍省		陸軍省		陸軍省	
決行後		陸軍省		陸軍省		陸軍省	
提領		昭和九年四月九日		昭和九年四月九日		昭和九年四月九日	
受領		昭和九年四月九日		昭和九年四月九日		昭和九年四月九日	
了結		昭和九年四月九日		昭和九年四月九日		昭和九年四月九日	
大官房		局長		局長		局長	
事務局長		課長		課長		課長	
主務局長		主務課長		主務課長		主務課長	
高級副官		主務副官		主務副官		主務副官	
書記官		書記官		書記官		書記官	
審案者		審案者		審案者		審案者	
筆記者		筆記者		筆記者		筆記者	

陸軍省
9.4.4
銃砲課

陸軍省
9.3.30
衣糧課

陸軍省
9.4.2
銃砲課

陸軍省
9.3.30
衣糧課

9.4.2

9.4.2
第15補
銃砲課

9.3.30
衣糧課

陸満密

第二、第七、第八師團長

第七師團長
留守部経

(連案)

第七師團各步兵隊隊留守隊ニ教育ノ為輓馬四

及三八式輓重輓馬具四宛ヲ増加ス

(整備警備馬中遺格適当ノモノヲ次テ之ニ充ツ)

前項ノ輓馬ハ第二、第八師團ヨリ各八頭宛ヲ交

付スルモノトス但シ其ノ交付場所其ノ他ニ関シテハ

関係師團長協議スヘシ

又輓重輓馬具ハ第七師團昭和九年度動員用ノモノ

ヲ充當スルモノトス

陸満密第一三四號

昭和九年四月九日